

議案第66号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年12月27日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

地方公務員法の一部改正により、定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成12年3月世田谷区条例第22号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第2条第1項を次のように改める。

義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に定める額（その者が、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に定める額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。

第2条第2項中「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改め、同条第3項を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（経過措置）

2 当分の間、条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、10円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）とする。

3 当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「附則第2項」とする。

別表再任用職員以外の職員の項及び再任用職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員の義務教育等教員特別手当の月額は、その者がこの規則による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の規則別表定年前再任用短時間勤務職員の項に定める額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条第1項及び別表の規定を適用する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○義務教育等教員特別手当に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第20号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号。<u>以下「条例」という。</u>）第31条の規定に基づき、義務教育等教員特別手当の支給について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第2条 <u>義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に定める額（その者が、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に定める額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、<u>勤務時間条例</u>第3条第2項の規定により定められたその者の</p>	<p>○義務教育等教員特別手当に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第20号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号）第31条の規定に基づき、義務教育等教員特別手当の支給について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（<u>その者が、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。</u>）に対応する別表に掲げる額とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、<u>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平</u></p>

改正後	改正前																																				
<p>勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p>	<p><u>成12年3月世田谷区条例第21号。以下「勤務時間条例」という。）</u> 第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 <u>3 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員の義務教育等教員特別手当の月額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p>																																				
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>																																				
<p><u>(施行期日)</u></p>																																					
<p>1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p>	<p>この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p>																																				
<p><u>(経過措置)</u></p>																																					
<p>2 当分の間、<u>条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、10円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）とする。</u></p>																																					
<p>3 当分の間、<u>前項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「附則第2項」とする。</u></p>																																					
<p>別表（第2条関係）</p>	<p>別表（第2条関係）</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th> <th>職務の級号給</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定年前再任用短時</td> <td>省略</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td>省略</td> <td>省略</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	定年前再任用短時	省略	円	円	円	円		省略	省略	省略	省略	省略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th> <th>職務の級号給</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再任用職員以外の</td> <td>省略</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td>省略</td> <td>省略</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	再任用職員以外の	省略	円	円	円	円		省略	省略	省略	省略	省略
職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級																																
定年前再任用短時	省略	円	円	円	円																																
	省略	省略	省略	省略	省略																																
職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級																																
再任用職員以外の	省略	円	円	円	円																																
	省略	省略	省略	省略	省略																																

改正後						改正前					
<u>間勤務職員</u>						職員					
<u>員以外の職員</u>											
<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>		省略	省略	省略	省略	<u>再任用職員</u>		省略	省略	省略	省略
<p><u>附 則（令和4年 月 日世教委規則第 号）</u> <u>（施行期日）</u> 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員の義務教育等教員特別手当の月額は、その者がこの規則による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の規則別表定年前再任用短時間勤務職員の項に定める額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u> 3 <u>令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条第1項及び別表の規定を適用する。</u></p>											